

第22回原子力委員会
資料第3-1号

(案)

番号
年月日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

平成17年4月22日付け平成16・12・28原第8号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・1号原子炉の残留熱除去系の蒸気凝縮モードの機能を削除するものであり、柏崎刈羽原子力発電所における原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・1号原子炉より発生する使用済燃料の取り扱い及び処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用すること」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
- ・1号原子炉より発生する使用済燃料の取り扱い及び処分の方法を変更するものではないこと
- ・1号原子炉の放射性廃棄物の処理処分の方法については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではなく、今回の工事に伴い発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って適切に処理処分するという方針であること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本申請については、

- ・申請に係る変更に伴う工事に要する資金については、自己資金等により調達する計画としていること
- ・東京電力株式会社における総工事資金の調達実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断していること

から、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。